

Sports Fund

～公民連携型スポーツ活動支援事業～

令和7年度 募集案内

令和7年4月

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

1 補助金の概要について

(1) 補助金の目的

京都市では、市民スポーツの振興、更にはスポーツを活かした魅力あるまちづくりを進めるため、民間主導の下で積極的に取組を進めるスポーツ団体・事業者を応援する制度として、新たに「公民連携型スポーツ活動支援事業」を創設しました。本制度の活用により、更なる市民スポーツの振興、京都の魅力あるまちづくりに努めていきます。

(2) 補助金の概要（フロー図は別紙のとおり）

- スポーツ団体・事業者から本市に対し、支援を希望する事業の認定申請を行っていただき、本市において審査を行ったうえで、適当と判断した場合は、支援事業として認定します。
- 当該認定事業^{※1}について、認定事業者^{※2}自らが、個人・企業等の支援者に対して支援・協力を依頼し、支援の意向を獲得いただきます。
- 支援者から京都市が寄付（個人・企業版ふるさと納税等）を受け、本市から認定事業者に対して、認定事業に対する寄付金総額の7割を上限に、認定事業費^{※3}の範囲内で補助金を交付します。

(3) 申請期間及び補助対象期間

申請期間：令和7年4月 1日～令和7年12月19日

補助対象期間：令和7年4月 1日～令和8年 3月31日

※ 事業着手日は、本市の事業認定日以降としてください。

※ 事業が年度をまたぐ場合は、御相談ください。

(4) 補助対象事業団体

以下のいずれかに該当する団体（法人含む）を対象とします。

- ① 京都市内に事務所又は主な活動拠点を置く団体
- ② 京都市内で市民スポーツ振興に資する公共性の高い事業を実施した実績を有する団体

(5) 補助対象事業

以下のすべてに当てはまる事業（イベント、大会・試合開催（観戦含む）、地域活動等）を対象とします。

- ① 京都市内で実施するスポーツ振興事業で、対象に京都市民を含むもの。
- ② 身体的活動を伴うスポーツ活動であること。

※1 本補助制度の対象として本市が認定した事業

※2 認定事業を実施するスポーツ団体・事業者

※3 認定事業を実施するために、必要な経費として本市が認定した事業費

(6) 補助対象経費

- 対象事業の実施に要する経費を対象とします。ただし、以下の経費は除きます。
- なお、疑義が生じた場合は、適宜、本市に相談を行ってください。

<対象外経費>

費目	内容・補足
旅費	・ 特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等） ※タクシー料金は、公共交通機関の利用が難しい場合など、特別の事情がある場合のみ可。
需用費	・ 備品（価格が5万円以上のもの） ・ 参加者、協力者への贈答が目的のもの（賞状、景品等）
食糧費	・ 全般（講師用の弁当、会議用の水等も含む。）
共済費	・ 雇用に伴う健康保険、年金保険、雇用保険等全般
申請者が負担すべき経費	・ 対象事業以外に係る人件費、団体等の運営経費（団体等が所有する建物・施設等の家賃、施設整備・改修経費、光熱費、電話代等）
申請経費	・ 本事業の申請に係る経費
補助対象期間外の支出	・ 補助対象期間外に実施した事務事業に係る経費
その他	・ 社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われる経費。

※ 大会・イベントの中止・延期により生じた赤字補填は補助対象としません。

ただし、天災や感染症の拡大による活動自粛要請など、事業認定後の社会的状況等のやむを得ない事情により事業実施が難しくなった場合、施設利用予約に係るキャンセル料や事前準備に係る費用は補助対象とします。

※ 1つの事業に対して、国、京都府、民間等の助成制度との併用申請は可能ですが、他制度において併用を禁じている場合は不可です（国・府・民間等の助成を受ける場合は、提出書類の収支予算書の「収入の部」に収入予定額等を記載してください。）

また、他の助成制度において補助等を受ける経費と同一経費に対して、本補助金の交付を受けることはできません（事後的に判明した場合は、事業認定自体を取り消す場合があります。）

2 申請 ～ 審査 ～ 事業認定まで

(1) 申請方法・申請期間

○ 申請方法

京都市情報館から申請書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。

○ 申請期間

1 (3) に記載のとおり

(※ただし、申請前に本市と必ず事前協議を行ってください。)

○ 提出資料

- ・ 交付申請書（指定様式）
- ・ 事業計画書（指定様式）
- ・ 収支予算書（指定様式）
- ・ これまでの活動実績が分かる資料（写真、パンフレット等）
- ・ 他機関からの補助金・助成金等を受ける場合は、その内容が分かる資料

(2) 審査

主に次の審査基準にて、提出された書類を基に、京都市において審査を行い、事業（事業費を含む。）認定の可否を決定します。

- ①実現性（事業内容の具体性、実施に向けた計画性があるか）
- ②公共性（幅広く市民が参加が可能かなど）
- ③公益性（京都市の市民スポーツ振興に資する事業か）
- ④発展性（今後、継続的又は異なる形での事業展開が見込めるか）

(3) 事業認定

- 上記(2)の審査結果を基に、申請受理日から30日以内に、事業認定及び補助金交付の可否を申請者に通知します。
- 認定した場合は、京都市（市民スポーツ振興室）のホームページにおいて、認定事業の内容及び寄付募集を開始した旨を掲載する予定です。

3 認定後について

(1) 寄付について

- 認定事業者自らが、個人・企業等に対して、本事業のホームページやパンフレット等を紹介のうえ、支援・協力を依頼してください。
- 具体的な寄付金の納付方法については、次のとおりです。
 - ① 認定事業者を通じて、寄付者から寄付申出書を本市（市民スポーツ振興室）に提出
 - ② 本市で内容確認・決裁のうえ、納付書等を寄付者（又は取次の認定事業者）に送付
 - ③ 入金確認後、本市から寄付者に対し、寄付受領証明書を発行（個人からの寄付の場合はワンストップ特例の手続も実施）

【寄付受納のタイミングについて】

寄付金額の多寡により事業の実施規模が変わる可能性があることから、認定事業に着手するまでに、寄付受納が完了するよう努めてください。そのためにも、認定事業者は、ある程度の寄付見込みがたった時点で、事業認定申請を行ってください。

【留意事項について】

- ・ 企業版ふるさと納税では、地方公共団体が寄付を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されています。本趣旨に則り、認定事業者と寄付者との関係性において、直接又は間接的に経済的な利益を供与することがないよう、適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。
- ・ 事業趣旨から、本市からの返礼品は設けておりません。また、「ふるさと納税サイト」からの寄付も取り扱っておりません。

(2) 事業の実施に当たって

- 補助金は、原則として事業終了後に支払うこととします。
ただし、認定事業者は、事業終了前に概算払いが必要と判断した場合は、事業認定及び補助金交付決定通知の後、次のいずれかの額のうち低い方を上限として、概算払を請求することができます。
 - ① 当該年度の認定事業費総額の5割
 - ② 概算払申請時点において本市が受納した寄付金総額の7割
- 本事業の実施に当たっては、チラシやポスター、ホームページ等に、本支援制度の認定事業である旨を表記してください。
- 寄付者に対し、事業実施結果をフィードバックするなどして、継続的な寄付につながるよう努めてください。

(3) 事業の変更・中止

○ 変更

- ・ 事業計画を途中で変更する場合は、事前に本市の承認を受ける必要があります。変更内容に応じ、事業変更承認申請書、事業計画書、収支予算書を提出いただく場合があるため、必ず事前に本市と相談してください。
- ・ 事業内容や経費配分を著しく変更した場合、当初の事業目的が達成できないものと判断し、認定事業費の減額や認定の取消を行う場合があります。

○ 中止

- ・ 原則として事業を中止することはできません。ただし、天災や感染症拡大による活動自粛要請など、交付決定通知後の社会的状況によって実現が難しい場合等はこの限りではありません。

(4) 実績報告書の提出、提出期限

○ 提出方法

京都市情報館から報告書等をダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。

○ 提出期限

事業終了後、事業終了日から1箇月以内、又は令和8年4月8日のいずれか早い日まで

○ 提出書類

- ・ 実績報告書（指定様式）
- ・ 収支決算書（指定様式）
- ・ 事業の実施状況が分かる資料（チラシ・ポスター・ホームページ等）
- ・ 経費の支出を確認することができる資料（領収書の写し等）
- ・ 他機関からの補助金・助成金等を受けた場合は、その内容が分かる資料

(5) 補助金額の確定通知・支払い等

提出された実績報告書及び対象期間中に対象事業に対して本市が受納した寄付金の総額等を審査のうえ、本市から認定事業者に対して、補助金額確定通知書を送付します。

認定事業者は上記通知書を収受した後、本市に対し補助金支払請求を行った後、本市は認定事業者に補助金を支払います。

【留意事項】

- ・ なお、実績報告書に補助対象外経費が含まれている場合や、支出書類に不備がある場合等は、交付決定通知後であっても、交付額を減額することがあります。
- ・ 概算払を受けていた場合において、交付確定額が概算払額を下回った際は、過払分を返還していただきます。

(6) その他

本制度をより多くの方に知っていただき、御活用いただけるよう、認定事業については、本制度を活用した事業例として本市ホームページにおいて紹介することを予定していますので、認定事業者の皆様には、PR資料の作成等の御協力をお願いします。

4 問合せ先

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

所在地：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市役所分庁舎地下1階

電話：075-222-3134

FAX：075-213-3367

e-mail：sports@city.kyoto.lg.jp

Sports Fund～公民連携型スポーツ活動支援事業～（フロー図）

別紙

